

緊急的な海洋投入処分に関する告示
(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第六号の規定に
基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し
環境大臣が定める基準)

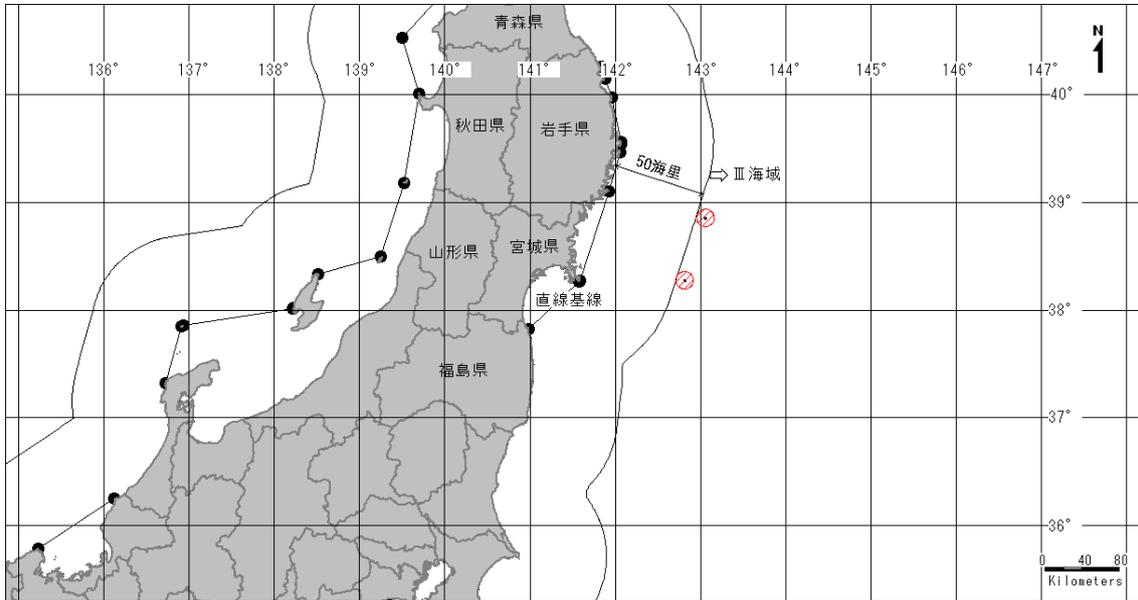
平成23年4月7日
環境省

- ・ 東日本大震災により、宮城県内で冷凍保存等されていた水産加工用の水産物が腐敗し、このうち約 35,000 トンについて陸上処分が非常に困難であり、海洋投入処分を行いたい旨同県より要望がありました。これを受けて当省において海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十条第二項第六号の規定に基づき、環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準を定め、指定された条件の下での緊急的な海洋投入を可能とする告示を平成23年4月7日に公布しました。
- ・ 今回の告示において指定する廃棄物は、東日本大震災に伴って発生した廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第四号イ（3）に掲げる廃棄物（動植物性残さであって、摩砕したもの）であってこの告示の公布の際現に、指定された所在地（上記水産物が存在する場所）に所在するものです。
- ・ 排出海域及び排出方法については、海洋汚染防止法第十条第二項第五号に基づく動植物性残さの海洋投入処分に関する基準（廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）別表第二号）を参考として定めました。

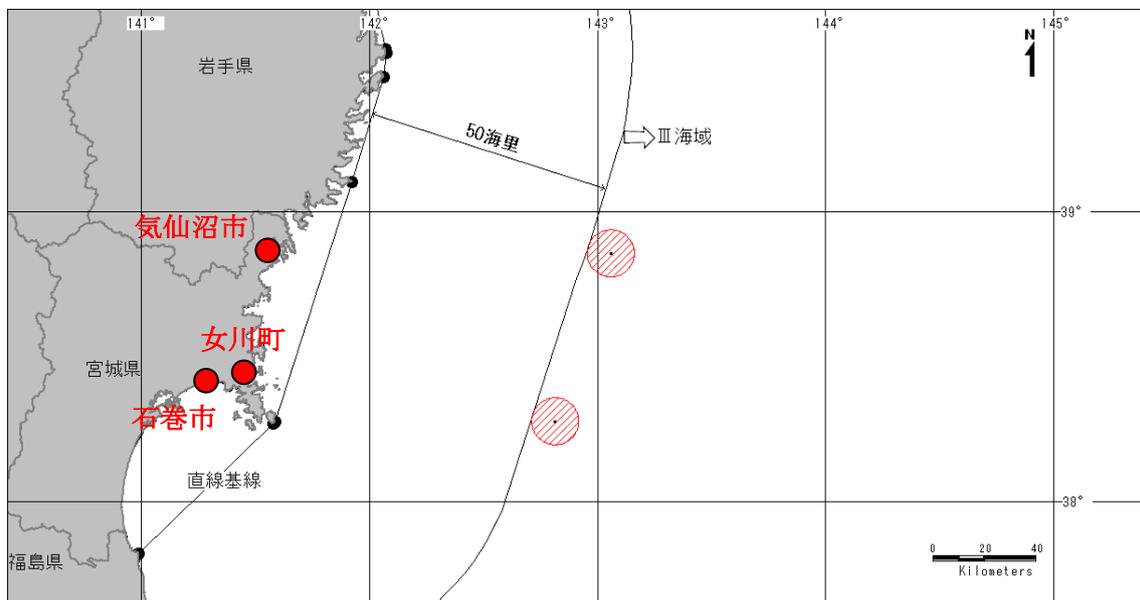
本告示において指定された排出海域は別添のとおりです。

【本告示における排出海域】

(広域図)



(詳細図)



※上の赤丸が、気仙沼市からの排出位置。

下の赤丸が、石巻市及び女川町からの排出位置。